

# 栃木県公報

令和 4 (2022)年 12月15日(木) 号 外 第 64 号

	次

### 公安委員会

# 公安委員会

### 栃木県公安委員会規則第10号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 4 年12月15日

栃木県公安委員会委員長 古 澤

選 利 通

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則の一部を改正する規則

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律に基づく電子情報処理組織を使用して行うことができる申請等及びその手続を定める規則(平成17年栃木県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正	後			改	正	前
別表 (第3条関係)		別表	(第3条関	(係)		
1 警備業法(昭和47年法律第 117号)	第9条、第10条 第1項、第16条 第2項及び第3 項並びに第17条	1	警備業法 17号)	(昭和47	7年法律第	第10条 第1項、第16条 第2項及び第3 項並びに第17条
O D mtr	第2項		O 111/2			第2項
2 • 3 略			• 3 略			T
4 道路交通法施行規則(昭和 35年総理府令第60号)	第5条第1項 <u>、</u> 第8条第1項 <u>及び第8条の5</u> <u>第1項</u>	3	道路交通 5年総理府			第5条第1項 <u>及</u>
5自動車運転代行業の業務の 適正化に関する法律(平成13 年法律第57号)	第8条第1項					
<u>6</u> 略		<u>5</u>	略			

### 附則

この規則は、令和5年1月4日から施行する。

### 栃木県公安委員会規則第11号

栃木県道路交通法施行細則及び栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を改正 する規則を次のように定める。

令和 4 年12月15日

(2)

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

栃木県道路交通法施行細則及び栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部を 改正する規則

(栃木県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 栃木県道路交通法施行細則(昭和47年栃木県公安委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第17条 略	第17条 略
(是正措置命令) 第17条の2 法第74条の3第8項の規定による是正 措置命令は、是正措置命令書(別記様式第11号の 2)を交付して行うものとする。	
第4章 略	第4章 略

別表第1の添付32(裏)中「第119条の2第1項第3号」を「第119条の2の2第2項」に改める。 別記様式第11号を次のように改める。

# 別記様式第11号(第17条関係)

解 任 命 令 書

年 月 日

殿

栃木県公安委員会

道路交通法第74条の3第6項の規定に基づきあなたの選任している安全運転管理者(副安全運転管理者)の解任を下記の理由により命じます。

解任を命ずる	
安全運転管理者	
(副安全運転管理者)	
理由由	
4	

教示 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月 以内に栃木県公安委員会に対して審査請求をすることができます(この処分があったことを知った日 の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請 求をすることができなくなります。)。

別記様式第11号の次に次の1様式を加える。 **別記様式第11号の2** (第17条の2関係)

是正措置命令書

年 月 日

殿

栃木県公安委員会

道路交通法第74条の3第8項の規定に基づき是正のために必要な措置をとるべきことを下記の理由により命じます。

化 北	. 0) /_	W	V C	
必	要な	措	置	
理			由	

教示 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月 以内に栃木県公安委員会に対して審査請求をすることができます(この処分があったことを知った日 の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請 求をすることができなくなります。)。

(栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第2条 栃木県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則(平成14年栃木県公安委員会規則第16 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改	正	前
第3条 略	第3条	略			
(是正措置命令)					
第3条の2 法第19条第1項の規定により読み替え					
て適用される道路交通法第74条の3第8項の規定					
による是正措置命令は、是正措置命令書(別記様					
式第3号の2)を交付して行うものとする。					

別記様式第3号を次のように改める。

# 別記様式第3号(第3条関係)

解 任 命 令 書

年 月 日

殿

栃木県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路 交通法第74条の3第6項の規定により、あなたの選任している安全運転管理者(副安全運転管理者)の解 任を下記の理由により命じます。

解任を命ずる	
安全運転管理者	
(副安全運転管理者)	
理由	

教示 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月 以内に栃木県公安委員会に対して審査請求をすることができます(この処分があったことを知った日 の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請 求をすることができなくなります。)。

別記様式第3号の次に次の1様式を加える。 別記様式第3号の2 (第3条の2関係)

是正措置命令書

年 月 日

殿

栃木県公安委員会 印

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路 交通法第74条の3第8項の規定により、是正のために必要な措置をとるべきことを下記の理由により命じ ます。

是 正 の た め に 必 要 な 措 置 由

教示 この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月 以内に栃木県公安委員会に対して審査請求をすることができます(この処分があったことを知った日 の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請 求をすることができなくなります。)。

(8)

# 附則

この規則は、公布の日から施行する。

## 栃木県公安委員会規程第3号

栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月15日

栃木県公安委員会委員長 古 澤 利 通

# 栃木県公安委員会公印規程の一部を改正する規程

栃木県公安委員会公印規程(昭和42年栃木県公安委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

田のの種類		改	正	後				改	正	前	
中の種類   で表   で表   で表   で表   で表   で表   で表   で	別表					別表					
下 式 書体	公制		式		保	公	制		式		保
略   略   略   自動車運転代   行業認定証、解任命令書   是正措置命令書、認定に関する協議書、認定に関する協議書、認定取消しに関する協議書、認定取消しに関する協議書、認定取消しに関する協議書、関する協議書、関する協議書、関する協議書、関する協議書、関する通知書、認定証の返納に関する通知書、認定証の返納に関する通知書、記定証の返納に関する通知書、指示に関する通知書、指示に関する通知書、指示に関する通知書、指示に関する通知書、指示に関する通知書、指示に関する通知書、指示に関する通知書、信業等は、方を書、合き書、合き書、合き書、合き書、合き書、合き書、合き書、合き書、合き書、合き	の 形 式	書体	ミリメー	使用区分	責任	の種	形式	書体	ミリメー	使用区分	管責任者
自動車運転代   下	略					略					
行業認定証、解任命令書、是正措置命令書、認定に関する通知書、認定に関する協議書、認定に関する協議書、認定に関する協議書、認定に関する協議書、認定に関する協議書、認定の政治通知書、認定の政治通知書、認定の政治通知書、認定可以認定の政治の政治の政治の政治の政治の政治の政治の政治の政治の政治の政治の政治の政治の				略	略					略	略
印   員会印   書   24   営業廃止命令   目   日   日   日   日   日   日   日   日   日	14 栃木県 公安委	て書	方 24	自行解是書す認協取書し議出知のる示関書命停す営書命動業任正、る定議消、に書に書返通書す、令止る業、令車認命措認通に書処認関、関、納知、 営書命協廃営に運定令置定知関、分定す変す認に書指 、業、令議止業関転証書命に書す認通取る更る定関、示通停営に書命廃す代、 、令関、る定知消協届通証す指に知止業関、令止る		14 号	公安委	て書	方 24	自行解 一す認協取書し議出知のる示関書命停す営書命動業任 、る定議消、に書に書返通書す、令止る業、令車認命 認通に書処認関、関、納知、 営書命協廃営に運定令 定知関、分定す変す認に書指 、業、令議止業関転証書 に書す認通取る更る定関、示通停営に書命廃す代、 一 関、る定知消協届通証す指に知止業関、令止る	略

略	略		略	H
の証印用			の証印用	
講習終了証書			講習終了証書	
自転車運転者			自転車運転者	
書返送書及び			書返送書及び	
通知書、命令			通知書、命令	
書、命令執行			書、命令執行	
書、命令通知			書、命令通知	
講習受講命令			講習受講命令	
自転車運転者			自転車運転者	
受講証明書、			受講証明書、	
管理者等講習			管理者等講習	

附則

この規程は、公布の日から施行する。